

## 大阪市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム設置要領

## (設置)

第1条 市内中心部において児童・生徒数が急増しており、児童生徒の受け入れに必要な対策が急務となっている。過大規模校や校地が狭隘な学校の急増対策について、中長期的な児童推計を作成するとともに、横断的な体制で従来の手法にとらわれない新たな視点で対応策の検討を行うため、市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 中長期的な児童生徒推計の算出方法の検討、対策を講ずる学校の選定
- (2) 推計に基づく対策対象校における対応案の作成、検討
- (3) その他、児童急増対策に関連する事項の検討

## (組織の構成)

第3条 プロジェクトチームは、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 プロジェクトチームに委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は市長、副委員長は教育委員会が所管する事務を担当する副市長をもって、それぞれ充てる。
- 4 委員長は、プロジェクトチームを代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議の開催)

第4条 プロジェクトチームの会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

## (ワーキング会議の設置)

第5条 プロジェクトチームの円滑な運営を図るために、市内中心部児童急増対策プロジェクトチームワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を設置する。

- 2 ワーキング会議は、別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。
- 3 ワーキング会議に、座長、座長代理を置く。
- 4 座長は、教育委員会事務局教育次長、座長代理は教育委員会事務局総務部長及び学事担当部長をもって充てる。
- 5 座長は、ワーキング会議を代表し、会務を総理する。
- 6 ワーキング会議の会議は、座長が招集する。
- 7 ワーキング会議は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (庶務)

第6条 プロジェクトチーム及びワーキング会議の事務局については、教育委員会事務局総務部学事課に置く。

## (施行の細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は委員長が、ワーキング会議の運営に関し必要な事項は、座長がそれぞれ定める。

## 附則

## (施行期日)

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

別表1 市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム会議構成員

委員長	市長
副委員長	副市長
	教育長
	教育委員
	教育次長
	同総務部長
	同学事担当部長
	同指導部長
	北区長
	中央区長
	西区長
	都市計画局計画部長
	関係局（事案に応じて指名）
事務局	教育委員会事務局総務部学事課

別表2 市内中心部児童急増対策プロジェクトチームワーキング会議構成員

座長	教育委員会事務局教育次長
座長代理	同 総務部長
座長代理	同 学事担当部長
	同 学事課長
	同 施設整備課長
	同 技術管理担当課長
	同 学校適正配置担当課長
	同 初等教育担当課長
	同 中学校教育担当課長
	同 総務課長
	同 教育政策課長
	北区役所 地域課長
	中央区役所 市民活動支援担当課長
	西区役所 教育担当課長
	都市計画局計画部都市計画課長
	関係局（事案に応じて指名）
事務局	教育委員会事務局総務部学事課

兼教育員会事務局総務部 区教育担当課長